

エルマーディ対トロント警察サービス委員会 ほか
[索引名: エルマーディ対トロント警察サービス委員会]
オンタリオ州報告書

オンタリオ州高等裁判所、控訴裁判所
サックス、ノードハイマー、スパイズ判事
2017 年 4 月 4 日

136 O.R. (3d) 471 | 2017 ONSC 2074

【カナダ権利自由憲章】－ 法の下での平等 － 2 人の警察官が上訴人を路上で停止させ、質問した事案 － 裁判官は、上訴人が犯罪行為に関与していると疑う合理的根拠がないと認定 － 裁判官は、停止の決定が人種に基づくものである証拠がないとして、レイシャルプロファイリングの被害者であることを認定しなかったのは誤り － 状況証拠により、警察官が上訴人を黒人であることだけを理由に犯罪活動を疑ったという合理的推論が成り立つ － 警察官はカナダ権利自由憲章第 15 条に基づく上訴人の権利を侵害。

【事件概要】

【カナダ権利自由憲章】－ 救済措置 － 損害賠償 － 2 人の警察官が上訴人を路上で停止させ、質問した事案 － 上訴人がポケットから手を出すことを拒否した後、1 人の警察官が上訴人の顔を 2 回殴打 － 上訴人は手錠をかけられ、氷に覆われたデッキの上に 20～25 分間放置 － 上訴人のポケットと財布が搜索された － 裁判官は、カナダ権利自由憲章第 8、9、10 条に基づく上訴人の権利が侵害されたと認定し、第 9 条違反について 2,000 ドル、第 8 条および第 10 条違反についてそれぞれ 1,000 ドルの損害賠償を付与 － 懲罰的損害賠償として 18,000 ドルを付与 － 裁判官は、抑止および権利回復の目的を懲罰的損害賠償で対応するという判断を誤った － 裁判官はまた、レイシャルプロファイリングによって第 15 条の権利が侵害されたと認定しなかったことも誤り － 権利侵害による損害賠償を 50,000 ドルに増額 － 懲罰的損害賠償を 25,000 ドルに増額。

上訴人（黒人男性）は、寒い夜に 2 人の警察官に路上で停止された。被告人である警察官 P は、上訴人が保釈条件に違反している可能性があると感じたと証言した。もう 1 人の警察官は、上訴人がポケットに手を入れていたため、武器を所持しているのではないかと懸念したと証言した。上訴人がポケットから手を出すことを拒否すると、P は上訴人の顔を 2 回殴打した。上訴人は手錠をかけられ、氷に覆われたデッキの上に 20～25 分間放置され、ポケットと財布が搜索された。

裁判官は、警察官が上訴人の犯罪行為を疑う合理的根拠がなかったと認定した。また、上訴人のカナダ権利自由憲章第 8、9、10 条に基づく権利が侵害されたと認定したが、レイシャルプロ

ファイリングによる差別があったとは認定しなかった。裁判官は、暴行による 5,000 ドル、第 9 条違反による 2,000 ドル、第 8 条および第 10 条違反によるそれぞれ 1,000 ドルの損害賠償を付与し、懲罰的損害賠償として 18,000 ドルを付与した。

本件上訴は認容されるべきである。

裁判官は、停止の決定が上訴人の人種に基づくものである証拠がないとして、レイシャルプロファイリングの被害者であると認定しなかったのは誤りである。レイシャルプロファイリングは、直接的な証拠で証明されることは稀である。直接証拠はなかったとしても、状況証拠から、警察官の行動が上訴人が黒人であることに動機づけられたと合理的に推論できる。

暴行による 5,000 ドルの一般損害賠償は、適切な範囲内である。

裁判官は、抑止および権利回復の目的を懲罰的損害賠償で対応するという判断を誤った。憲章に基づく損害賠償は、個人ではなく国家に対して付与されるものであり、懲罰的損害賠償とは異なる公的目的がある。

憲章に基づく損害賠償は 50,000 ドルに増額され、警察サービス委員会のみに対して付与される。懲罰的損害賠償は 25,000 ドルに増額され、委員会および P に対して付与される。この金額は、P の不正行為の重大性を反映しているが、P が支払い不能になる現実的可能性を排除するほど大きくはない。

アーンスト 対 キノネス, [2003] O.J. No. 3781, [2003] O.T.C. 847, 125 A.C.W.S. (3d) 923 (S.C.J.); エバンス 対 スプロール, 2008 CanLII 58428 (ON SC), [2008] O.J. No. 4518, 176 A.C.W.S. (3d) 895 (S.C.J.); バンクーバー (市) 対 ワード, [2010] 2 S.C.R. 28, [2010] S.C.J. No. 27, 2010 SCC 27, 213 C.R.R. (2d) 166, 321 D.L.R. (4th) 1, 290 B.C.A.C. 222, 2010EXP-2331, 76 C.R. (6th) 207, 7 B.C.L.R. (5th) 203, J.E. 2010-1305, EYB 2010-177090, [2010] 9 W.W.R. 195, 75 C.C.L.T. (3d) 1, 404 N.R. 1, 考慮された判例。

参照されたその他の判例：

ダンリー 対 法務長官, [2000] NZCA 84, [2000] 3 N.Z.L.R. 136; ルクレール 対 オタワ (市) 警察サービス委員会, [2012] O.J. No. 1233, 2012 ONSC 1729 (S.C.J.); ピラニ 対 エスマイル, [2014] O.J. No. 877, 2014 ONCA 145, 94 E.T.R. (3d) 1, 320 O.A.C. 356; R 対 ブラウン (2003), 2003 CanLII 52142 (ON CA), 64 O.R. (3d) 161, [2003] O.J. No. 1251, 170 O.A.C. 131, 173 C.C.C. (3d) 23, 9 C.R. (6th) 240, 105 C.R.R. (2d) 132, 36 M.V.R. (4th) 1, 57 W.C.B. (2d) 108 (C.A.); R 対 リチャーズ, 1999 CanLII 1602 (ON CA), [1999] O.J. No. 1420, 120 O.A.C. 344, 26 C.R. (5th) 286, 42 M.V.R. (3d) 70, 42 W.C.B. (2d)

251 (C.A.); シャーマン 対 レンウィック, [2001] O.J. No. 632, [2001] O.T.C. 135, 103 A.C.W.S. (3d) 853 (S.C.J.); ウィルストン 対 ダーラム (地域自治体) 警察, [2011] O.J. No. 6289, 2011 ONSC 3419 (S.C.J.)

参照された法令:

カナダ権利自由憲章、第7条、第8条、第9条、第10条 (a)、(b)、第12条、第15条

裁判所法 (Courts of Justice Act), R.S.O. 1990, c. C.43, 第134(1)条

警察サービス法 (Police Services Act), R.S.O. 1990, c. P.15, 第50(1)条

控訴: マイヤーズ判事 (2015 年) の判決、2015 ONSC 2952 (CanLII), 126 O.R. (3d) 130, [2015] O.J. No. 2314 (S.C.J.) に対する控訴。この判決では、警察官がレイシャルプロファイリングに関与していなかったこと、および損害賠償の判断が示された。

上訴人代理人: アンドリュー・J・マクドナルド

被上訴人代理人: デビッド・A・グールレイ

裁判所の判決:

サックス判事: -

概要

[1] トロントの冬の夕方、上訴人 (黒人男性) はダウントウンの通りを歩いていた際、トロント警察サービスの2人の警察官に停止された。このやり取りの中で、被上訴人であるパク巡査は上訴人の顔を2回殴打し、上訴人の同意なしにポケットの中身を取り出し、さらに手錠をかけた状態で寒い中20~25分間放置した。

[2] 2015年5月7日付の判決 (エルマーディ対トロント警察サービス委員会 (2015)、2015 ONSC 2952 (CanLII)、126 O.R. (3d) 130、[2015] O.J. No. 2314) において、マイヤーズ判事は、警察官が上訴人と接触した際に犯罪行為の合理的な疑いがなかったと認定したが、警察官の行動が人種的動機に基づいていたとは認定しなかった。また、パク巡査が上訴人に対して暴行を行ったこと、上訴人の拘束が違法であり、カナダ権利自由憲章第9条の権利を侵害したこと、ポケットの搜索が第8条に違反したこと、さらに拘束時に理由を告げず、弁護士への権利を通知しなかったことが第10(a)(b)条の違反であると認定した。

[3] 裁判官は、暴行に関連して 5,000 ドル、第 9 条違反に関連して 2,000 ドル、第 8 条違反に 1,000 ドル、第 10 条違反に 1,000 ドルの損害賠償を上訴人に付与した。また、その他の損害賠償の合計額の 2 倍にあたる 18,000 ドルの懲罰的損害賠償を付与し、宣言的救済も認めた。さらに、上訴人には実質的な補償基準で訴訟費用が付与された。

[4] 本件は、裁判官が上訴人がレイシャルプロファイリングの被害者であると認定しなかったこと、第 7、12、15 条に基づく上訴人の権利侵害を認定しなかったこと、および損害賠償額に関する上訴である。上訴人は、本控訴において、裁判官が警察官の行動が人種的動機に基づくものであるという証拠がないと判断したことが明白かつ重大な誤りであると主張する。この誤りにより、裁判官は人種プロファイリングに基づく暴力的、虐待的、違憲的な行為を行う警察官に対する抑止および処罰の必要性を適切に考慮せず、損害賠償額の評価を誤った。

[5] 以下の理由により、本件上訴は認容され、憲法違反に対する損害賠償額は 50,000 ドルに増額される（カナダ最高裁判所の判断によれば、これらの損害賠償は被上訴人であるトロント警察サービス委員会のみに対して付与される）。また、被上訴人双方に対して 25,000 ドルの懲罰的損害賠償を付与する。一方で、暴行に関連する損害賠償は増額しない。

【レイシャルプロファイリングの問題】

【事実の背景】

[6] 2011 年 1 月 15 日、パク巡査はプール巡査と共にパトカーを運転中、上訴人が反対方向の道路の反対側を歩いているのを目撃した。パク巡査は直ちに上訴人が黒人男性であることに気づいた。

[7] パク巡査は、上訴人（1 人で歩いていた）を見た直後、彼が保釈条件に違反している可能性があるという直感を持ったと証言した。巡査の説明によれば、保釈中の人物は通常、保証人と同行しており、1 人で歩くことはないとされる。パク巡査は、上訴人がパトカーを見つめたことにも言及した。

[8] プール巡査も、上訴人がパトカーを見たことに気づいた。彼女は、上訴人がポケットに手を入れていたため、武器を所持しているのではないかと直感的に懸念した。

[9] 警察官はリターンして上訴人のそばに停車し、質問を行った。裁判官によれば、上訴人は警察に対して敵対的な態度を示した。上訴人は寒さのためポケットに手を入れており、手袋を着用していなかった。

[10] 警察官は車から降り、上訴人にポケットから手を出すよう指示した。上訴人がこれを拒否すると、警察官は彼を制圧し、その過程でパク巡査は上訴人の顔を2回殴打した。上訴人は地面に倒され、背中で手錠をかけられ、氷で覆われた木製のデッキの上に20～25分間放置された。その間、全てのポケットが搜索され、パク巡査は財布の中身も確認した。このやり取りの中で、警察は上訴人に出身地を尋ねた。

[11] 警察は上訴人に拘束の理由を説明せず、弁護士への権利も告げなかった。また、警察は「208カード」または現場情報報告書と呼ばれるカードを作成し、上訴人の情報として「黒人」と記入し、出生地を「スーダン」と記入した。警察は上訴人に対して「カード記録」されていることを説明しなかった。

【裁判官のレイシャルプロファイリングに関する判断】

[12] 裁判官はレイシャルプロファイリングに関して以下のように判断している（判決第4段落）：

「エルマーディ氏が人種に基づいて差別を受けた、または主張されているような『レイシャルプロファイリング』の被害者であったと認定することはしない。警察はエルマーディ氏と会話を試みる権利があった。動機を推測するのは容易であるが、停止の決定が人種に基づくものであるという証拠はない。エルマーディ氏は、パク巡査の行動が人種的動機によるものであることを証明しなかった。また、その推論を導く証拠も存在しない。」

【分析】

[13] 裁判官は、警察官の行動が人種的動機に基づいていると推論する根拠が証拠にないと認定した。しかし、直接的な証拠はないとしても、状況証拠から警察官の行動が上訴人が黒人であることに基づいていた可能性の方が高い推論することは可能である。この間接的証拠を考慮しなかったことは、明白かつ重大な誤りである。

[14] R対ブラウン（2003）、2003 CanLII 52142（ON CA）判例において、オンタリオ州控訴裁判所はレイシャルプロファイリングを次のように定義している：

「レイシャルプロファイリングとは、人種に基づいた犯罪プロファイリングである。人種または肌の色に基づくプロファイリングとは、特定の犯罪行為が社会内の特定のグループに関連付けられ、そのグループの個人が標的とされる現象を指す。この文脈では、人種は不正に犯罪性や犯罪傾向の代理として使用される。」

[15] 同裁判所はさらに、第8および9段落において、レイシャルプロファイリングの根底にある態度は意識的または無意識に保持され得ること、また社会科学研究により、トロントでは黒人の人種的特徴が警察の疑いを引き起こすことが立証されていることを指摘している。

[16] 裁判所はさらに、人種プロファイリングは直接的証拠によって立証されることは稀であると認定している。「これを証明するには、警察官がその裁量を行使する際に人種的ステレオタイプの影響を受けたことを自ら認める必要があるからである。（中略）したがって、人種プロファイリングを立証するには、状況証拠から導かれる推論によらなければならない」（ブラウン判決、段落44）とされている。

[17] さらに、「状況がレイシャル・プロファイリングに基づくものと考えても矛盾せず、かつ、警察官が被告人に着目した理由について虚偽を述べていると考えられる事情を提示した場合には、その記録は、当該停止がレイシャル・プロファイリングに基づいていたとの認定を支持し得るものとなる」（Brown判決、段落45）としている。

[18] 本件において、第一審裁判官は、警察が控訴人に対し犯罪行為の疑いを抱く合理的根拠が存在しなかったと認定した。裁判官はその判決の段落72において、「パク巡査が保釈や量刑条件について『直感』を抱く理由はなく、また、プール巡査が武器について懸念を持つ理由もなかった」と述べている。

[19] 両警察官が合理的根拠もなく控訴人に対し犯罪行為の疑いを抱いたという事実から導き得る唯一の合理的推論は、彼らの控訴人に対する見解が、控訴人が黒人であるという事実、及び黒人男性には犯罪傾向があるという彼らの無意識的または意識的な信念に影響を受けていたということである。これこそが人種プロファイリングの本質である。

[20] 本件において、警察官らの控訴人に対する不合理な認識は、控訴人に対する暴行、不合理な搜索、及び強制的な拘束を引き起こした。言い換えれば、彼らは控訴人の無罪を推定するのではなく、あたかも控訴人が有罪であり危険であるかのように決めつけて行動したのである。控訴人は保釈条件に違反しているに違いない、銃を所持しているに違いない、という前提のもとに行動したのである。そして、これらの前提には、控訴人の肌の色以外に説明がつかず、それによって警察官らは露骨かつ攻撃的に控訴人の憲法上の権利を侵害した。

[21] 第一審裁判官は、警察官らが控訴人を停止させた真の動機は、208カードに情報を記入するために「カード化」を行うことであつたと認定した。ここで問題となるのは、なぜ警察官らが控訴人を「カード化」の対象として選んだのか、という点である。

[22] しかし、第一審裁判官はまた、警察官らが控訴人を停止させた理由について虚偽の説明をし、事後的に目的を「補填」したと認定した。停止の真の理由について虚偽の説明をすることは、控訴人の停止が人種および肌の色に基づいていたとの推論を導く別

の根拠となる。Brown 判決の段落 45 で指摘されているように、警察官が特定の個人を注視した理由について虚偽の説明をしていると推論できる状況は、「当該停止が人種プロファイリングに基づくものであったとの認定を支持し得る」ものである。さらに、本件のように、警察官が停止の理由について述べた「虚偽」の内容自体が人種的ステレオタイプに基づくものである場合、すなわち、黒人男性は保釈中である可能性が高く、武器を所持している可能性が高いという信念に基づいている場合、その認定は一層説得力を増すものである。

[23] 第一審裁判官は、警察官の行為が人種的動機に基づいていたと推論できる証拠は存在しないと認定したが、全証拠を考慮すると、それ以外に合理的な推論は成り立たない。警察官らが自身の行動について述べた説明は、第一審裁判官によって退けられた上に、人種的ステレオタイプに影響されたものであった。この点を踏まえれば、控訴人の憲法第 15 条に基づく、人種に基づく差別なく法の平等な保護及び平等な利益を享受する権利が侵害されたことは明白である。

【損害賠償】

【暴行に対する損害賠償】

[24] 上訴人に対する暴行に関する一般損害賠償について、裁判官は以下のように認定した（第 42、43、110 段落）：

「エルマーディ氏の身体的損傷は非常に軽微であったことは明らかである。当時、彼は失業中であったため、仕事を休むこともなかった。また、自己負担費用も発生していない。あざは数日から 1 週間以内にすべて治癒した。膝の怪我も回復したが、現在膝の痛みを訴えていることについては、本件事故に起因するものであると断定できないと認めている。

エルマーディ氏は、事件後の尊厳感や警察との接触時の不安や疑念について感情的な訴えをしているが、重大な心理的損傷を裏付ける医療報告書は存在せず、その点に基づく具体的な損害賠償請求もない。」

．．．．

エルマーディ氏は、パク巡査による暴行に関連して 75,000 ドルの一般損害賠償を求めている。暴行は顔への 2 回の殴打と、ほとんどまたは全く損傷を引き起こさなかった軽微な接触から構成されている。エルマーディ氏の頬は数日間腫れていたが、唇の切り傷はすぐに治癒し、膝も 1 週間以内に回復した。一般損害賠償は、被害者が被った損害、特に侮辱感や警察への不信感といった感情的損失を補償するものである。同様の損傷に関する不法行為事件を考慮すると、このような損傷に対する高額範囲にあたるかもしれないが、痛みと苦しみに対する 5,000 ドルの一般損害賠償は適切であると考ええる。

[25] 上訴人は、裁判官の一般損害賠償額が同種の損傷に対して妥当な範囲に収まっていないと主張し、以下の判例を引用した：アーンスト対キノネス（2003）、およびエバンス対スプロール（2008）。前者では警察による暴行に対して 25,000 ドル、後者では 100,000 ドルの一般損害賠償が認められた。しかし、両判例とも本件よりはるかに深刻な損傷と影響が存在していた。

[26] 一方、被上訴人は、警察による類似の暴行に対して 5,000 ドルを超えない損害賠償が認められた複数の判例を引用した（ウィルスドン対ダーラム警察、ルクレール対オタワ警察サービス委員会、シャーマン対レンウィックなど）。

[27] 裁判官が認定した上訴人の損傷の性質および範囲、ならびに判例法を考慮すると、暴行に対する一般損害賠償額が適切な範囲外であるとは言えない。

【憲章に基づく損害賠償】

[28] 憲章違反に対する補償額を決定する際、裁判官はこれらの違反によって上訴人が被った一般損害に焦点を当て、「権利回復と抑止は宣言的救済および懲罰的損害賠償によって最適に対応される」と判断した。このため、裁判官は、約 30 分間の拘束による第 9 条違反について 2,000 ドル、違法な捜索による第 8 条違反（上訴人の財産に損害は生じていない）について 1,000 ドル、および第 10 条違反について 1,000 ドルの損害賠償を付与した。

[29] バンクーバー（市）対ワード（2010 年）は、憲章違反に対する損害賠償に関する主要な判例である。この判例では、憲章損害賠償について以下の重要なポイントが示されている：

(a) 個人の憲章権利の侵害による損害賠償は、私法上の損害賠償とは区別されるべきである。これは国家行為者に対する不法行為請求とは異なり、「主に国家が責任を負う国家に対する公法上の訴訟」として扱われる。この救済措置の性質は、国家（または広く社会）が個人の憲法上の権利侵害に対して補償することを求めるものである。公法上の損害賠償、特に憲法上の損害賠償は、個人ではなく国家に対して請求されるべきものであり、個人に対する訴訟は既存の法的根拠に基づいて行われるべきである（ダンリー対法務長官 [2000 年] 参照）。

(b) 憲章損害賠償が果たす目的は、補償、権利回復、および抑止の 3 つである。

(c) 公法上の文脈において、補償の対象となる個人的損失には「上訴人の無形の利益への損害」が含まれ、「苦痛、屈辱、恥辱、不安」などが該当する。この種の損害はしばしば心理的損害と重なるが、「無形の利益が損なわれたにもかかわらず、重大な心理的損害を証明できないからといって、損害賠償の回復が妨げられるべきではない」とされている。

(d) 「権利回復は、憲章違反が社会に与える害に焦点を当てる。憲法で保護された権利の侵害は、特定の被害者だけでなく、社会全体に害を及ぼす。権利回復は被害者への損害の重大性を強調するものであると同時に、憲章違反が国家および社会に与える害に焦点を当てる目的がある。」

(e) 「抑止は、政府の行動を規制し、憲法遵守を達成することを目的とする。憲章損害賠償の目的としての抑止は、特定の加害者を抑止することではなく、将来的に国家が憲章を遵守するよう政府の行動に影響を与えることを目的とする。」

(f) 重大な憲章違反に対する損害賠償は「良好な統治を促進する。憲章基準の遵守は、良好な統治の基本原則である。」

(g) 憲章違反に対する損害賠償額は過度に高額であるべきではない（社会全体がその費用を負担することを考慮しているため）が、その付与は「違反の重大性および補償、憲章の価値維持、将来の違反抑止という目的に対して意味のある対応を示すものでなければならない。」

[30] 裁判官の判断には、これらの原則に関する議論が含まれていない。特に、抑止および権利回復の目的を懲罰的損害賠償によって対処する際、裁判官は憲章損害賠償が国家に対して付与されるものであり、国家が代位責任を負うかどうかにかかわらず個人の不法行為者に対して付与されるものではないことを十分に認識していなかった。また、憲章損害賠償の重要な公的目的が、個人に対する懲罰的損害賠償とは異なることも認識していなかった。ワード判例が示すように、公法上の文脈における抑止と権利回復は、私法上の文脈とは異なるものである。抑止されるべきは個人ではなく国家であり、回復されるべきは上诉人の権利ではなく社会全体の権利である。

[31] これらの理由だけでも、裁判官の憲章損害賠償の判断を覆す十分な根拠となるが、さらに裁判官が憲章第 15 条に基づく差別の禁止に関する上诉人の権利が侵害されたことを認識していなかった事実も、その判断を覆す追加の根拠となる。

[32] 裁判所法 (Courts of Justice Act) 第 134(1)条に基づき、控訴裁判所は、特段の定めがない限り、「控訴対象となった裁判所または審判機関が行うべき、または行うことができた命令や決定を行う」および「正義にかなうと認められるその他の命令や決定を行う」権限を有する。判例法では、控訴裁判所が損害賠償の判断を覆す場合、控訴裁判所が記録に基づいて損害賠償額を再評価することが正義にかなう場合には、問題を再度裁判官に差し戻すのではなく、裁判所がその額を決定すべきとされている（ピライニ対エスマイル (2014 年) 参照）。本件では、裁判官の認定および上诉人がレイシャルプロファイリングの被害者であったという裁判所の認定に基づき、この裁判所が損害賠償額を決定することが正義にかなう。

[33] ワード事件では、カナダ最高裁判所が憲章損害賠償として 5,000 ドルの付与を支持した。その事件では、請求人は合法的に逮捕された後、違法なストリップサーチを受けた。しかし、裁判所はその捜索が比較的短時間であり、請求人が下着姿にされたものの身体的または心理的損害を被ったわけではなく、担当警察官の行為も悪意や抑圧的な意図に基づくものではなかったことを指摘した。そのため、裁判所は抑止および権利回復の目的のために国家に対する多額の損害賠償を必要としないと判断した。

[34] 本件は、ワード事件とは大きく異なる。憲章違反の根本的な原因であるレイシャルプロファイリングは、警察機関において長らく問題視されてきた現象である。控訴裁判所によるブラウン事件の判決は 2003 年に出され、本件に至る行為はその 8 年後の 2011 年に発生している。レイシャルプロファイリングは、警察機関の信頼性と有効性に深刻な影響を及ぼしており、不信感と不正義を招いている。この問題は解消されなければならない。

[35] ワード事件とは異なり、パク巡査の行為は高圧的かつ抑圧的であった。上訴人は単に接触されたのみならず、顔を 2 回殴打された。このやり取りは約 30 分間続き、その多くの時間を上訴人は氷の上に素手で手錠をかけられた状態で過ごした。上訴人は、自らの権利が尊重される社会を求めて祖国から逃れてきた無実の人物であった。しかし、彼が当然受けるべき尊重を得る代わりに、彼の肌の色だけを理由に、この都市の警察官から屈辱的かつ暴力的で抑圧的な行為を受けた。さらに、警察官たちは自身の行動について裁判所で虚偽の証言を行っており、このような行為は司法制度の信頼性を著しく損なうものである。

[36] これらの理由から、損害賠償の付与は、警察機関がその市民を肌の色によって虐待することのない組織であることを保証し、このような行為が許されないことを明確にするために、社会の利益を十分に回復できる額である必要がある。裁判所およびその他の機関は、すでにこの種の行為が重大かつ不正であることを指摘してきた。しかし、依然としてこの問題は続いている。宣言的救済は単なる声明に過ぎない。さらなる対応が求められる。

[37] 以上の理由により、私は憲章違反に対する補償として、上訴人に 50,000 ドルを付与することを決定する。この金額は、ワード判例に従い、トロント警察サービス委員会のみに対して付与される。この額は政府にとって支払いが不適切となるほど高額ではないが、問題となっている行為の重大性を示すメッセージを送るのに十分な額である。

【懲罰的損害賠償】

[38] 裁判官は、上訴人に対して懲罰的損害賠償として 18,000 ドルを付与した。この金額は、他の損害賠償の合計額を 2 倍にすることで算出され、結果として上訴人の受け取る総額は 3 倍となった。しかし、憲章損害賠償の金額が変更されたことを踏まえると、裁判官が使用した倍数に基づいて懲罰的損害賠償を算定することは適切ではない。

[39] 本件では、パク巡査の不正行為に対して懲罰および抑止を目的とした懲罰的損害賠償が必要である。この金額は、不正行為の重大性を反映するものでなければならないが、パク巡査のような警察官が支払うことが現実的に不可能となるほど高額であってはならない。私の見解では、25,000 ドルの損害賠償がこれらの目的を達成するであろう。警察サービス法 (Police Services Act, R.S.O. 1990, c. P. 15) 第 50(1) 条により、トロント警察サービス委員会もこの損害賠償の支払い責任を負うことは承知している。しかし、この事実は、損害賠償の評価において決定的な要素ではなく、直接的に責任を負う者が支払うべき金額を決定することが求められる。

【結論】

[40] 以上の理由により、本控訴を認容し、裁判官が決定した憲章および懲罰的損害賠償の判決を破棄する。新たに、トロント警察サービス委員会に対して憲章損害賠償として 50,000 ドル、被上訴人双方に対して懲罰的損害賠償として 25,000 ドルを付与する。この損害賠償は、裁判官が暴行に対して付与した 5,000 ドルに追加されるものである。下級審での訴訟費用の命令については変更しない（その変更を求める要請もなかった）。

[41] 上訴人は、本控訴に対する部分的な補償費用を受け取る権利があり、その額は弁護士費用として 14,684.35 ドル（被上訴人が提出した費用明細と同程度の額）、実費として 3,139.87 ドル、これに適用される HST を加えた合計 20,141.37 ドルとする。

翻訳：弁護士 井桁大介（下訳は ChatGPT 4 o を利用した。）